

○群馬県警察部門別任用時教養実施要綱の制定について（例規通達）

平成5年9月7日群本例規第26号（教）警察本部長

改正

平成16年2月群本例規第9号（教）

平成16年11月群本例規第47号（教）

令和4年2月10日群本例規第3号（教）

近年、社会情勢の変化を背景として、複雑困難化の度を強めている警察事象に的確に対処するため、人事と教養の一体化を図り、職務に必要な専門知識・技能を有する職員を養成することが強く求められている。

そこで、生活安全、刑事、交通及び警備の各部門の専従員として新たに任用する警察官を適正に選考し、効果的かつ効率的な教養を実施するため、みだしの要綱を別添のとおり制定したから、効果的な運用に努められたい。

なお、捜査専従員選考要綱の制定について（昭和56年群本例規第19号）は、廃止する。

別添

群馬県警察部門別任用時教養実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、生活安全、刑事、交通及び警備の各部門（以下「各部門」という。）の専従員として新たに任用する警察官に対し、必要な教養（以下「部門別任用時教養」という。）を実施するとともに、人事と教養の一体化を図り、部門別任用時教養修了者の効果的な人事配置をするため、必要な事項を定めるものとする。

第2 教養の実施要領

1 教養の目的

部門別任用時教養は、各部門の専従員として必要な基礎的知識・技能を養成することを目的とする。

2 部門別任用時教養の構成

(1) 部門別任用科

部門別任用科は学校教養とし、生活安全任用科、刑事任用科、交通任用科及び警備任用科とする。

(2) 部門別実務研修

部門別実務研修は職場教養とし、生活安全実務研修及び刑事実務研修とする。

3 教養期間

(1) 部門別任用科

生活安全任用科及び刑事任用科は28日間、交通任用科及び警備任用科は14日間とする。

(2) 部門別実務研修

生活安全実務研修は14日間、刑事実務研修は28日間とする。

4 教養実施責任者

(1) 部門別任用科

企画及び立案は警務部教養課長、警察学校の入校事務等は校長、教科課程及び教授細目基準に基づく教養は警察本部の各部門の長（以下「担当部長」という。）とする。

(2) 部門別実務研修

担当部長とする。

5 教養対象者

部門別任用時教養対象者（以下「教養対象者」という。）は、巡査部長又は巡査の階級にある者のうち、原則として、各部門の専従員の任用候補者とする。ただし、任用後、日の浅い者（おおむね1年を超えない者）に対しても実施できるものとする。

6 教養内容

(1) 部門別任用科

主に警察学校において実施し、教科課程及び教授細目基準は別に定める。

(2) 部門別実務研修

主に警察署において実施し、実施要領は別に定める。

7 部門別実務研修実施上の措置

部門別実務研修の研修先は原則として教養対象者が所属する警察署とし、生活安全実務研修については当該警察署生活安全課、刑事実務研修については当該警察署刑事（第一）課を兼務するものとする。ただし、教養対象者が警察本部所属員である場合又は所属する警察署以外の警察署において研修を行う場合は、研修先警察署を指定し、派遣するものとする。

8 教養実施上の留意事項

- (1) 教養の実施に当たっては、各種資料の収集、視聴覚教材の開発等のほか、実践的教育技法等を取り入れるなど効果的な教養内容及び方法の導入を図るものとする。
- (2) 担当部長は、部門別任用時教養を実施したときは、任用候補者名簿（別記様式）を作成するとともに、実施状況を警務部警務課長及び教養対象者の所属長に送付し、通知するものとする。この場合において、専従員としての適格性がないと認められる者についても、その旨を任用候補者名簿に記載するものとする。

第3 教養対象者の選考と適正な人事配置

1 教養対象者の選考

担当部長は、教養対象者の選考に当たり実務経験年数、人物評価、当該部門への志望等部門別任用時教養対象者選考基準（別表）に該当する者について所属長から推薦を受け、その中から人事・教養部門と十分協議の上行うものとする。

なお、教養対象者が管区機動隊員及び新東京国際空港警備隊員への任用と競合する場合は、警務部長及び関係部長が協議し、選考するものとする。

2 適正な人事配置

警察署長は、特別な事情がない限り、部門別任用時教養を修了した適格者を、原則として、教養修了から2年以内に、当該部門の専従員として任用するものとする。

別表（第3関係）

部門別任用時教養対象者選考基準

項目	基準内容
実務経験	原則として1年以上の実務経験を有すること。
体力	身体強健で、激務に耐え得る体力を有すること。
性格 素質 (総合的に判断して適否を決定する)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正義感が強く、責任感があること。 ○ 積極的で粘り強いこと。 ○ 意思強固で忍耐力があること。 ○ 沈着・冷静で感情的に安定していること。 ○ 融和・協調性があること。 ○ 誠実で人間味があること。 ○ 研究心が旺(おう)盛で吸収力があること。 ○ 個性が豊かであること。
素行	社会人として高い常識を備え、また、服装、態度、言語等端正で、素行上悪癖のない者であること。
勤務成績等	学業成績及び勤務成績が優良であること。
部門の志望	当該部門の業務に理解と関心を持ち、自発的に同部門の勤務を志望し、捜査感覚等に優れていること。
書類作成能力	職務上必要な書類の作成に当たって、よくその実態をとらえ、かつ、表現能力に優れていること。
資格等	自動車運転免許、鑑識技能検定、柔道・剣道等の資格を有すること。
家庭環境	家庭円満で、職務に対する家族の理解と協力があること。

別記様式省略